

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 4 月 22 日

月 曜 日

第 3609 号

目 次

告 示

- 包括外部監査契約の締結 1

公 告

- 大規模小売店舗立地法による意見書の概要 2
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 3
- 平成25年度狩猟免許試験の実施 4
- 平成25年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 5
- 土地改良区の役員の就退任

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第211号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成25年 4 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 石尾雅樹
- (2) 住所 富山市花園町 3 丁目 3 番 3 号

2 契約の期間の始期

平成25年 4 月 1 日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による意見書の概要について

平成24年12月14日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年4月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地 （仮称）クスリのアオキ堀高店 黒部市堀高95番1
ほか11筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
- 3 市町村の区域内に居住する者等の意見の概要
 - (1) 店舗周辺の交通安全を確保すること
出店予定地は、朝夕の交通量が多い県道沿いの信号機の無い交差点角地を挟み、交差点通過車及び交差点横断者と店舗駐車場から出入りする車による交通事故等が予見されるため、店舗予定地周辺の交通安全の確保に十二分の注意をお願いしたい。
- 4 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 5 縦覧期間 平成25年4月22日から平成25年5月22日まで

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年4月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

コスモタウン21 砺波市新富町3-25

2 店舗を設置する者 イオンリテール株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典

4 変更の日 平成25年3月1日

5 変更の理由 代表者の変更のため

6 届出の日 平成25年4月15日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成25年4月22日から平成25年8月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地 コスマタウン21 砺波市新富町3-35
- 2 店舗を廃止する者 イオンリテール株式会社
- 3 廃止前の店舗面積の合計 10,110㎡
- 4 廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 平成25年2月28日
- 6 廃止の理由 既存店閉店のため

平成25年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成25年4月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

	日時	場所
第1回	平成25年7月7日（日） 午前10時から午後4時まで	富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 701号室
第2回	平成25年9月1日（日） 午前10時から午後4時まで	富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 701号室
第3回	平成26年2月21日（金） 午前10時から午後4時まで	富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 701号室

2 受験手続

富山県生活環境文化部自然保護課又は各農林振興センターで交付する狩猟免許申請書を第1回は平成25年6月27日（木）、第2回は平成25年8月22日（木）、第3回は平成26年2月10日（月）までに、富山市新総曲輪1番7号（〒930-8501）富山県生活環境文化部自然保護課又は各農林振興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課（電話076-444-3397）又は各農林振興センターに問い合わせること。

平成25年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び同条第4項に規定する講習を次のとおり実施するので、公示する。

平成25年 4 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 適性試験及び講習の日時及び場所

	日 時	場 所
第 1 回	平成25年 8 月 4 日（日） 午前 9 時から午後 1 時まで	富山市秋ヶ島 183番地 富山県総合体育センター会議室
第 2 回	平成25年 8 月 5 日（月） 午前 9 時から午後 1 時まで	富山市秋ヶ島 183番地 富山県総合体育センター会議室

2 受験手続

富山県生活環境文化部自然保護課又は各農林振興センターで交付する狩猟免許更新申請書を平成25年 7 月 25 日（木）までに、富山市新総曲輪 1 番 7 号（〒930-8501）富山県生活環境文化部自然保護課又は各農林振興センターへ提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課（電話076-444-3397）又は各農林振興センターに問い合わせること。

土地改良区の役員の退任

四千石用水土地改良区の役員であった次の者が平成25年 4 月 2 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年 4 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名

住 所

理 事 七 澤 純 一

下新川郡朝日町山崎4185番地

土地改良区の役員の退任

小矢部市土地改良区の役員であった次の者が平成25年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年4月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	岡 崎 良 作	小矢部市峰坪野	637番地
同	石 尾 太 八	同 埴生	240番地
同	川 高 正 義	同 道林寺	265番地
同	山 口 誠 一	同 了輪	505番地
同	石 原 伸 之	同 法楽寺	2141番地
同	宮 田 勝 一	同 福上	246番地
同	白 澤 忠 茂	同 高木出	1090番地
同	葭 田 隆 治	同 赤倉	146番地
同	砂 田 清 三	同 七社	12番地
同	古 林 久 直	同 五社	437番地
同	日 光 義 弘	同 芹川	383番地
同	山 本 一 夫	同 石王丸	1028番地
同	上 田 成 志	同 金屋本江	485番
同	田 屋 興 二	同 水牧	175番地
同	槻 尾 義 治	同 下中	38番地
同	松 本 信 悦	同 末友	426番地
同	田 中 孝太朗	同 北一	327番地 2
同	砂 田 淳	同 白谷	1408番地
同	加 藤 楸	同 杉谷内	3208番地
同	多 田 勲	同 渋江	2043番地
同	吉 岡 良太郎	同 浅地	780番地
同	石 黒 辰 二	同 浅地	255番地

同	石 田 義 弘	同	矢水町	10 番地
同	安 田 重 信	同	戸久	5129 番地
同	三 輪 和 雄	同	蓑輪	375 番地 1
同	小 西 正 雄	同	清水	166 番地
同	宮 崎 俊	同	水島	893 番地
同	小 山 良 市	同	下後亟	796 番地
同	辻 章	同	経田	131 番地
同	宇 川 傳 治	同	胡麻島	203 番地
同	櫻 井 森 夫	同	後谷	752 番地 1
監 事	吉 田 忠 嗣	同	道坪野	1259 番地
同	鷺 田 吉 政	同	鷺島	216 番地
同	吉 田 裕	同	松尾	5095 番地
同	石 島 敏 夫	同	興法寺	188 番地

土地改良区の役員の就任

小矢部市土地改良区の役員に次の者が平成25年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年4月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	吉 田 忠 嗣	小矢部市道坪野	1259 番地
同	石 尾 太 八	同 埴生	240 番地
同	川 高 正 義	同 道林寺	265 番地
同	山 口 誠 一	同 了輪	505 番地
同	石 原 伸 之	同 法楽寺	2141 番地
同	宮 田 勝 一	同 福上	246 番地
同	白 井 中	同 島	195 番地
同	葭 田 隆 治	同 赤倉	146 番地

同	砂 田 清 三	同	七社	12番地
同	古 林 久 直	同	五社	437番地
同	日 光 義 弘	同	芹川	383番地
同	島 崎 四 郎	同	岡	800番地
同	上 田 成 志	同	金屋本江	485番
同	田 屋 與 二	同	水牧	175番地
同	槻 尾 義 治	同	下中	38番地
同	松 本 信 悦	同	末友	426番地
同	吉 田 裕	同	松尾	5095番地
同	砂 田 淳	同	白谷	1408番地
同	加 藤 楸	同	杉谷内	3208番地
同	多 田 勲	同	渋江	2043番地
同	石 黒 辰 二	同	浅地	255番地
同	石 田 義 弘	同	矢水町	10番地
同	福 江 清 德	同	戸久	9026番地
同	三 輪 和 雄	同	蓑輪	375番地 1
同	小 西 正 雄	同	清水	166番地
同	沼 田 謙 一	同	水島	1098番地
同	小 山 良 市	同	下後亟	796番地
同	今 井 信 昭	同	経田	298番地
同	砂 崎 榮 盛	同	胡麻島	175番地
同	櫻 井 森 夫	同	後谷	752番地 1
監 事	南 昭 仁	同	蓮沼	728番地
同	福 島 敏 正	同	芹川	4053番地
同	得 永 榮 治	同	平田	3150番地
同	田 中 靖	同	内御堂	101番地